

免震材料に関する第三者委員会（第2回）議事要旨

日時：平成27年4月27日（金）17：30～19：50

場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室

（1）154棟の適合判定について

（委員）報道されていた195棟と今回の154棟の関係はどのようなものか。

（事務局）195棟は東洋ゴム工業が出荷数に基づいて説明していた数字であるが、一の建築物に異なる工期や異なる製品で出荷していたことによる重複や、既に除却された建築物の計上があり、今回、精査した結果が154棟である。

（委員）試験の生データは信頼できるものなのか。

（事務局）一定数を抽出し、不正のあったデータとは異なるものであることを確認している。

（委員）摩擦補正や温度補正はどうしているのか。

（事務局）摩擦補正や温度補正を行っている。摩擦補正についてはデータから統計的に推測した補正を行っている。

（委員）東洋ゴム工業から報告された154棟の適合判定の流れについては、おおむね合理的な方法が採用されていると思われる。

（2）新たに判明した不正事案に関する安全性検証方針について

（委員）今回の99棟のうち、免震層自体に余裕のあるものは、上部構造の詳細な構造計算をせずとも安全性を検証できるということか。

（事務局）そのとおり。

（委員）安全性にも色々あり、大規模地震で倒壊しないという基準法の最低限の基準と、免震建築物として期待されていた性能という2つの観点がある。

（委員）最終的には交換するが、交換するまでの間は大規模地震で倒壊しないことを検証することだと認識している。

（委員）温度環境や経年劣化について実況を踏まえた算定を行うことは、当面の安全性の検証ということであれば問題はないと思う。

（委員）欠損データを前後の最悪値で代替する東洋ゴム工業の方針に合理性はあるのか。

（委員）欠損データが恣意的に選ばれていないことを立証できるのか。

（委員）データが欠損している製品については、同時期出荷のデータに基づき、工学的に十分安全側と考えられる数値を用いて検証することが必要ではないか。

(3) 新たに判明した不正事案に関する改修の方法について

- (委員) 一部の製品のみを交換する場合、既設のものとは経年劣化の状況が異なることがある。将来、例えば、仮に交換後45年しか経過していないても、当初から60年経過した時点で全てを交換するような対応も考えた方がよいのではないか。
- (委員) 資料3の中で「基準値とのばらつき」という表現があるが、「基準値とのずれ」という表現に修正した方がよい。
- (委員) 東洋ゴム工業は、所有者等が全数交換を希望する場合には対応するのか。逆に所有者が交換したくない場合にはどうするのか。
- (事務局) 基準法に適合するかどうかが判断基準となる。国として所有者等との関係にどこまで踏み込めるかという話はあるが、不良品を交換しないと建築基準法違反になる。
- (委員) 99棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのずれが小さく認定品との製品同一性は確保されていると認められる。このため、全数交換ではなく、基準不適合の個々の免震材料を交換する方法も考えられる。ただし、東洋ゴム工業は、所有者等の意向を十分に把握し、真摯に対応する必要がある。

(4) 他26社に対する積層ゴム支承に関する実態調査について

- (事務局) 各社とも、出荷前データが適正かどうかについて全数調査又はサンプル調査で確認し、認定時の基準に不適合なものや不正なデータがなかった旨を回答している。
- (委員) 今回の調査趣旨からすると、この報告をもって調査を完了してもよいのではないか。なお、今後、再発防止策を検討するにあたって、各社に対し、組織体制、品質管理办法、発注者への説明事項等の追加調査をすることはあり得る。

(5) 原因究明について

- (委員) ブリヂストンの場合は開発段階で第三者が関与していたが、東洋ゴム工業にはそうした機会がなかったのではないか。
- (委員) 製造段階は、開発に関与した者とは別の者が担当するのが通常のプロセスだが、東洋ゴム工業の免震材料は違っていたということではないか。
- (委員) 開発、生産、検査などの各段階において「見える化」を図っていくことが重要ではないか。
- (委員) 大臣認定の仕組みからすると、自社データを提出することは仕方ないと思うが、一方で、国民の立場からすると、今回の東洋ゴム工業のようなこともあるので、全ての企業を信用することはできない。
- (事務局) どこまでを性善説で考え、どこまでを性悪説で考えるかのバランスが重要ではないか。次回以降、引き続きご議論いただきたい。

以上